

# 社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

—令和元年 秋号—



～事務所宣言～ 私たちは男女が  
ともに安心して子育てをし、仕事に打  
ち込める社会を目指します

〒101-0022

東京都千代田区神田練馬町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail [k@iemura.jp](mailto:k@iemura.jp) URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

## 東京都の最低賃金は 1,013 円に

10月から、地域別最低賃金が改定されます。  
関東地方の改定状況は以下の通りです。

地域別最低賃金は正社員、パートタイマー、アル  
バイト、嘱託等、雇用形態に関係なく、原則として、  
各都道府県内の事業場で働く全ての労働者に適用  
されます。性別、国籍、年齢の区別もありません。  
詳しくは弊所までご相談ください。

都道府県名	新最低賃金時間額 (引上げ幅)
東京都	1,013 円 (28 円↑)
茨城県	849 円 (27 円↑)
栃木県	853 円 (27 円↑)
埼玉県	926 円 (28 円↑)
千葉県	923 円 (28 円↑)
神奈川県	1,011 円 (28 円↑)

## 日・中社会保障協定発効

令和元年9月1日に「日・中社会保障協定」が発効  
しました。これまでは日本から中国(中国から日本)  
に派遣される就労者は、日本と中国の年金制度に  
二重に加入していましたが、**二重加入が解消**されま  
す。相手国に派遣される前に、自国(日本なら年金  
事務所)で「適用証明書」の交付を受けておく必要  
があります。



## 任意継続被保険者証の早期交付

従業員が、会社を退職した後も協会けんぽの健康  
保険の継続を希望する場合、これまでは日本年金機  
構の事務センターが健康保険の資格喪失データを入  
力するまで任意継続被保険者証が作成されず、交付  
までに時間がかかっていました。

10月1日からは、退職証明書や離職票など、協会け  
んぽが資格喪失の事実を確認できる書類があれば、  
日本年金機構のデータ入力を待たずに、任意継続被  
保険者証が交付される予定です。

## 消費増税に伴う月額変更要注意

10月1日から、消費税率が上がり、それに伴って、  
通勤交通費の金額が変わります。

通勤交通費の変更は社会保険上「**固定的賃金の変  
動**」にあたりますので、金額が変更されてから3カ  
月後に、標準報酬月額の変更(月額変更)に該当し  
ないかのチェックが必要です。

通常は、交通費の変更のみでは月額変更には該当  
しないことがほとんどですが、10月以降に残業が多  
い場合には、残業手当を含めて2等級以上の差が生  
じることがあり、月額変更に該当することがありま  
す。詳しくは弊所までご相談ください。

